



# 熊本県公報

号外 第 6 6 号

平成 26 年 12 月 26 日 (金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 規 則
- 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 …… (人事課) 1
- 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 … ( 〃 ) 1
- 訓 令
- 熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令 …… (人事課) 2

## 規 則

熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する  
平成 26 年 12 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 4 2 号

熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(熊本県税条例施行規則の一部改正)

第 1 条 熊本県税条例施行規則 (昭和 30 年熊本県規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に、「第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項」を「第 2 条第 3 項 (同法第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。)」に改め、「育児休業の承認を受けている職員」の次に「、熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例 (平成 26 年熊本県条例第 50 号) 第 2 条 (同条例第 6 条第 3 項において準用する場合を含む。)」の規定により配偶者同行休業の承認を受けている職員」を加える。

(熊本県会計規則の一部改正)

第 2 条 熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則第 11 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「ただし、」を削り、同号ウ中「第 22 条第 2 項又は」を「第 22 条第 2 項、」に、「第 6 条第 1 項第 2 号」を「第 6 条第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。)」又は熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例 (平成 26 年熊本県条例第 50 号) 第 9 条第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。)」に改め、同条第 3 号中「ただし、」を削る。

(熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第 3 条 熊本県職員等退職手当支給条例施行規則 (平成 9 年熊本県規則第 54 号) の一部を次のように改正する

第 2 条第 1 号中「をとることを」を「に従事すること」に改め、「ものを除く。)」の次に「若しくは同法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業」を加え、同条第 2 号中「をとることを」を「に従事すること」に、「地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号) 第 10 条第 1 項」を「同法第 10 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「をとることを」を「に従事すること」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 12 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 4 3 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 (平成 12 年熊本県規則第 23 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 1 号左欄中「別表第 11 号(6)」を「別表第 12 号(6)」に改め、同表第 2 号左欄中「別表第 24 号(4)」を「別表第 25 号(4)」に改め、同表第 3 号左欄中「別表第

30号(38)」を「別表第31号(38)」に改め、同表第4号左欄中「別表第51号(3)」を「別表第52号(3)」に改める。

第3条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「別表第15号」を「別表第16号」に改め、同条第2号中「申請者の住所が記録されている住民基本台帳を備える特例条例別表第15号市町村等の欄に掲げる市町村に」を「市町村の長を経由して」に、「認められる場合」を「認められるとき。」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第21号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令  
熊本県職員服務規程（昭和31年熊本県訓令第1984号の2）の一部を次のように改正する。

- 第13条の11の次に次の1条を加える。  
（配偶者同行休業の承認申請の手続）
- 第13条の12 職員は、熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号。以下この条において「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業承認申請書（別記第5号の15様式）に、次の各号に掲げる配偶者に係る事由の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。
  - (1) 外国での勤務 次に掲げる書類
    - ア 当該勤務の内容及び期間が分かる書類
    - イ その他知事が必要と認める書類
  - (2) 事業を営むことその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの 次に掲げる書類
    - ア 当該活動の内容及び期間が分かる書類
    - イ その他知事が必要と認める書類
  - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。以下この号において同じ。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げる事由に該当するものを除く。） 次に掲げる書類
    - ア 当該修学に係る大学の入学を証明する書類
    - イ 当該大学における修学の内容及び期間が分かる書類
    - ウ その他知事が必要と認める書類
- 2 職員は、配偶者同行休業条例第6条第3項において準用する配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業承認申請書（別記第5号の15様式）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
  - (1) 当該延長の事由の内容及び期間が分かる書類
  - (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 配偶者同行休業条例第8条第1項の規定による届出は、別記第5号の16様式による。
- 4 第1項又は第2項の規定により職員が申請書を提出する場合には、その所属長は、当該申請書に意見書を添えなければならない。  
別記第5号の14様式の次に次の2様式を加える。

別記第 5 号の 1 5 様式(第 1 3 条の 1 2 関係)

配偶者同行休業承認申請書		年 月 日
熊本県知事 氏 名 様		所 属 職 名 氏 名 (職員番号) 印
熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例第 2 条 (第 6 条第 1 項) の規定により配偶者同行休業の承認(期間の延長の承認)を次のとおり申請します。		
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の承認の申請(2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の期間の延長の承認の申請(2、3及び5に記入)	
2 申請に係る配偶者	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称(所在地)	[ ]
	外国滞在事由	
	外国滞在中の勤務先等の名称(所在地)	[ ]
	外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)		
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
既に配偶者同行休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備考		

- \* この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。
- \* 該当する□にはレ印を記入すること。
- \* 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
- \* 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合は前回の配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合は当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

別記第 5 号の 1 6 様式(第 1 3 条の 1 2 関係)

配偶者同行休業状況変更届

年 月 日

熊本県知事 氏 名 様

所 属  
職 名  
氏 名 印  
(職員番号 )

下記のとおり配偶者同行休業に係る状況について変更が生じたので、熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例第 8 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 届出の事由

- 配偶者が死亡した。
- 配偶者との婚姻関係を解消した。
- 配偶者と生活を共にしなくなった。  
(理由： )
- 配偶者が外国に滞在しないこととなった。
- 外国に滞在する事由が配偶者同行休業の対象でなくなった。  
(理由： )
- 子を妊娠したことにより産前休暇又は産後休暇を取得することとなった。

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

\* 該当する□には、レ印を記入すること。

附 則  
この訓令は、平成27年1月1日から施行する。